

区立小・中学校長 様  
区立幼稚園長 様

豊島区教育委員会事務局  
教育部長 澤田 健

## 5月8日以降の区立学校・幼稚園における新型コロナウイルス感染症対策について

日頃より新型コロナウイルス感染症対策を徹底した学校・園の運営にご尽力をいただき、心より御礼申し上げます。

さて、本年5月8日から新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更される予定です。

このたび、上記決定を踏まえた上で、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（文部科学省）の改定等がなされたところです。

については、5月8日以降の区立学校・幼稚園における感染症対策について、下記のとおりといたしますので、各学校・園におかれましては、この対応方針を踏まえ、適切に実施いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 5月8日以降の感染症対策

##### (1) 新型コロナウイルス感染症対策の考え方

- 学校教育活動の継続を前提とした上で感染拡大を防止していくため、学校において、時々の感染状況に応じた感染症対策を講じていくことが重要となる。
- 具体的には、感染状況が落ち着いている平時においても、健康観察や換気の確保、手洗い等の手指衛生の指導等を行いつつ、地域や学校において感染が流行している場合などには、必要に応じて、活動場面に応じた感染症対策を一時的に検討するなど、学習内容や活動内容を工夫しながら、授業や部活動、各種行事等の学校教育活動を継続し、児童生徒等の学びを保障していく。

##### (2) マスク着用の基本的な考え方

- 学校教育活動においては、児童生徒・園児及び教職員に対して、マスクの着用を求めないことを基本とする。
- ただし、学習活動において公共交通機関を利用する場合など、社会一般においてマスクの着用が推奨される場面では、マスクの着用を推奨する。
- また、基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用の希望、健康上の理由により着用できない児童生徒・園児もいることなどから、学校・園や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにする。
- 児童生徒・園児の間でも着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行うこととする。
- 学校教育活動の中で、「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっては、活動の場面に応じて国が示す一定の感染症対策を講じることを原則とする。部活動等において同様の活動を実施する場合も同様とする。
- 咳やくしゃみの際には、適切に咳エチケットを行うよう児童生徒・園児に指導する。
- 気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日には、熱中症の予防の観点から、マスクを外すことを推奨

し、自身で判断がつかない子どもには声かけ指導を行う。特に、熱中症リスクが高い夏場においては、登下校時にマスクを外すよう指導する。

### (3) 学校・園運営全般

内容	5月8日以降の対応方針
健康観察	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎朝の健康観察については、各校の実情に合わせた形で実施し、体調不良者を把握する。体温を毎日チェックさせ、学校に提出させるといった取組は不要とする。</li> <li>発熱等の風邪症状がある場合は登校させない等、感染源を断つ取り組みを徹底する。ただし、アレルギー疾患等の症状と区別することが困難であるため、軽微な症状があることをもって、登校を一律に制限する必要はない。</li> <li>児童生徒等本人や保護者の意向に基づかず、医療機関や検査キットによる検査を求めることがないこと。</li> </ul>
学習活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域や学校において感染が流行している場合などで、「感染リスクが比較的高い学習活動」を実施する場合には、活動の場面に応じて国が示す一定の感染症対策（換気、児童生徒園児の間隔の確保等）を講じつつ実施する。部活動についても同様とする。</li> </ul>
学校給食等	<ul style="list-style-type: none"> <li>食事の前後の手洗いを徹底するとともに、会食に当たっては、できるだけ飛沫を飛ばさないように注意する。</li> <li>地域や学校において感染が流行している場合などには、一時的に、「近距離」「対面」「大声」での会話を控えるなどの対策を講じる。</li> </ul>
学校行事等	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域や学校において感染が流行している場合などには、一時的に、開催方法を工夫するなど、その実施に向けて適切に対応する。</li> <li>飲食を伴う行事等については、「学校給食等」と同様の対応を行う。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>清掃とは別の、校内の日常的な消毒作業は不要とする。</li> </ul>

## 2 感染時の連絡・公表

内容	5月8日以降の対応方針
保護者から学校・園への連絡	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒・園児の感染が判明した場合は、保護者から学校に連絡をもらう。</li> </ul>
学校・園から区教委への連絡	<ul style="list-style-type: none"> <li>詳細は、別途通知予定。</li> </ul>
区ホームページでの公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染者数の公表は終了</li> <li>※学級閉鎖等の発生時は、区のホームページで公表予定</li> </ul>
安全・安心メール	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染者数の公表は終了</li> <li>※学級閉鎖等の発生時は、学校から保護者に安全・安心メールを発出</li> </ul>

## 3 出席停止・学級閉鎖

内容	5月8日以降の対応方針
出席停止措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染者については、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置を講じる。</li> <li>また、感染している疑いがある場合や、感染するおそれのある場合にも、校長の判断により出席停止の措置を講じることができる。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染への不安から登校を見合わせる場合は、校長が合理的な理由があると認めた場合には、欠席扱いとせず、出席停止とすることも認める。</li> <li>・ 従前であれば、濃厚接触者として特定されていた者についても、感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象とする必要はない。</li> </ul>
出席停止の期間の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有症状者の場合、発症後（発症した日を0日目とする）5日を経過し、症状が軽快した後（軽快した日を0日目とする）1日を経過していることを基準とする。</li> <li>・ 無症状者の場合、検体を採取した日から5日を経過するまでを基準とする。</li> <li>・ 登園・登校の際は、治癒証明書の提出は求めない。</li> </ul>
学級閉鎖等の判断	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同一の学級において複数の児童生徒・園児等の感染が判明し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。</li> <li>・ 複数の学級を閉鎖し、かつ、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施する。</li> <li>・ 複数の学年を閉鎖し、かつ、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施する。</li> <li>・ 学級閉鎖等の期間としては、5日程度（土日祝日を含む）を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒・園児への影響等を踏まえ判断する。</li> </ul>

#### 4 学校・園の対応スケジュール

児童生徒園児及び保護者には、以下の日程で周知を行う。

区	区ホームページでのお知らせ	5月2日（火）
小中学校	保護者宛通知を発出、ホームページ等でのお知らせ	
幼稚園	保護者宛通知を発出、ホームページ等でのお知らせ	

#### 5 その他

- 保護者宛通知については、別添の区教育委員会作成の文例を参考とする。
- 今後、国から新たな方針が示された場合には、本通知の運用をその都度、見直しすることとし、改めて対応方針を通知する。

[担当] 庶務課庶務グループ ☎3981-1141

令和5年度 学校の「新しい日常」に対応した教育活動の実施に向けた留意事項 Ver.2

出席等の取扱いについて		
<p>「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(2023.5.8～)」P10-12 参照</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染→出席停止</li> <li>・感染のおそれ・疑い→出席停止とすることが可能。 ※季節性インフルエンザ等と同様の措置を講じることができる。</li> <li>・感染不安を理由とした相談のあった児童生徒→合理的な理由がある校長が判断した場合、欠席とはしないことも可能。 ※指導要録上「出席停止・忌引き等の日数」の欄に「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰することができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」と記入</li> <li>・医療的ケア児や基礎疾患児の場合、授業への参加を強制せず本人・保護者の意向を尊重すること。その際、評価に不利益が生じないよう配慮すること。</li> </ul>		
活動等	実施予定月等	留意事項等
学習活動等	通年	<p>「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(2023.5.8～)」P7-10 参照</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染状況が落ち着いている場合、健康観察・換気の確保・手洗い等の指導以外に、特段の感染症対策を講じる必要はない。ただし、感染が流行している場合は、一時的に「感染リスクが比較的高い学習活動」において、「近距離」「対面」「大声」での発生や会話を控えること、触れ合わない程度の身体的距離を確保する等の対策を講じること。</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>「感染リスクが比較的高い学習活動」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●各教科等共通 <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒が対面形式となるグループワーク等</li> <li>・一斉に大きな声で話す活動</li> </ul> </li> <li>●理科 <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒がグループで行う実験や観察</li> </ul> </li> <li>●図画工作、美術 <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒が行う共同制作等の表現や鑑賞の活動</li> </ul> </li> <li>●音楽 <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒が行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の演奏</li> </ul> </li> <li>●家庭、技術・家庭 <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒がグループ行う調理実習</li> </ul> </li> <li>●体育、保健体育 <ul style="list-style-type: none"> <li>・組み合ったり接触したりする運動</li> <li>・水泳指導、水あそび</li> </ul> </li> </ul> </div>
健康観察	通年	<p>「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(2023.5.8～)」P1-6 参照</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常的に児童生徒の健康状態を把握する。毎日体温チェックを提出させる等の取組は不要である。</li> <li>・発熱等が見られた場合、自宅で休養するよう指導する。その際、児童生徒本人や保護者の意向に基づかず、医療機関での検査や検査キットによる検査を求めない。(教職員に対しても同様)</li> </ul>
心のケア	毎学期始め 通年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心のケアの取組と合わせて、1学期中にスクールカウンセラー全員面接を実施する。</li> <li>・心のケアに基づく全員面談を行う等、学校として組織的な対応を行う。</li> <li>・感染、濃厚接触、ワクチン接種の有無、マスクの着用の有無により、いじめが発生しないよう指導を徹底すること。</li> <li>・児童生徒、教職員の罹患状況、ワクチン接種の有無を挙手等で確認することのないよう人権に十分配慮すること。</li> </ul>
運動会	各校にて設定 1学期～2学期	<p>「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(2023.5.8～)」P8-10 参照</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染が流行している場合、感染症対策を講じて実施する。</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>●参加者への手洗いや咳エチケットの推奨</li> <li>●アルコール消毒薬の設置</li> <li>●触れ合わない程度の距離の確保</li> </ul> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・来賓については人数制限なし</li> <li>・熱中症対策(水分補給、待機場所の配慮)、ケガ防止について、職員で共通理解し、児童生徒に指導する。</li> </ul>
学習発表会 展覧会 音楽会	各校にて設定 2学期～3学期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染が流行している場合、感染症対策を講じて実施する。</li> </ul>
避難訓練 安全指導	各校にて設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染が流行している場合、感染症対策を講じて実施する。</li> </ul>
体力テスト	5～6月に実施	
音楽鑑賞教室	5月15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染が流行している場合、感染症対策を講じて実施する。</li> <li>・午前の部 小学校、午後の部 中学校 で実施予定</li> </ul>
宝塚歌劇団鑑賞教室(中)	5月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染が流行している場合、感染症対策を講じて実施する。</li> </ul>
邦楽鑑賞教室	12月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染が流行している場合、感染症対策を講じて実施する。</li> </ul>
セーフティー教室 薬物乱用防止教室 情報モラル教室	各校にて設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染が流行している場合、感染症対策を講じて実施する。</li> </ul>

校外学習(日帰り)	各校にて設定	・感染が流行している場合、感染症対策を講じて実施する。
小5 山中湖移動教室	9月～10月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(2023.5.8～)」P9 参照</div> ・公共交通機関を利用した校外学習を実施する際に、混雑等が予想される場合はマスク着用を推奨する。 ・公共交通機関での移動や食事の際に、大声を出さないなど、公共のマナーを守る。
小6 日光移動教室	5月～6月	
小特別支援学級移動教室(5・6年)	4月27日～28日	
中1 横浜校外学習	5月～7月	
中2 スキー教室	1月～2月	
中3 修学旅行	7月～10月	
ボランティア活動 ごみゼロデー 職場訪問	各校にて設定	
職場体験(中2)	各校にて設定	・感染が流行している場合、感染症対策を講じて実施する。 ・半日を1単位として、「職業レポート」「職業講話」等の取組を3単位程度、各校において年間で計画すること。 夏休みの課題として生徒一人一人に「職業レポート」の作成を課す等の工夫も行う。
部活動	通年	・感染が流行している場合、感染症対策を講じて実施する。 ・豊島区部活動ガイドラインを遵守した活動時間、日数を設定すること。体調管理、ケガ防止等の対策を必ず講じること。
研究発表会	当該校が設定	・感染が流行している場合、感染症対策を講じて実施する。 ・発表形式等、発表会の詳細は指導課と相談。
土曜公開・土曜授業 道徳授業地区公開講座 学校参観週間	各校にて設定	・感染が流行している場合、感染症対策を講じて実施する。
学校運営協議会・学校運営 連絡協議会・ISS地域 対策委員会	各校にて設定 通年	・感染が流行している場合、感染症対策を講じて実施する。
教育実習	5月～	・感染が流行している場合、感染症対策を講じて実施する。
外部ボランティア(学生等)	通年	・感染が流行している場合、感染症対策を講じて実施する。



令和5年5月2日

豊島区教育委員会  
教育部長 澤田 健  
豊島区立●●小学校  
校 長 ●●●●

### 5月8日以降の新型コロナウイルス感染症対策について

保護者の皆様には、日頃より学校における新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組に関しまして、ご理解ご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、本年5月8日から新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更される予定です。

このたび、上記決定を踏まえた上で、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（文部科学省）の改定等がなされたところです。

そこで、5月8日以降の感染症対策について、下記のとおり教育活動を実施してまいりますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

### 記

#### 1 5月8日以降の感染症対策

##### (1) 新型コロナウイルス感染症対策の考え方

- 学校教育活動の継続を前提とした上で感染拡大を防止していくため、学校において、時々の感染状況に応じた感染症対策を講じていきます。
- 具体的には、感染状況が落ち着いている平時においても、健康観察や換気の確保、手洗い等の手指衛生の指導等を行いつつ、地域や学校において感染が流行している場合などには、必要に応じて、活動場面に応じた感染症対策を一時的に検討するなど、学習内容や活動内容を工夫しながら、授業や各種行事等の学校教育活動を継続し、児童の学びを保障していきます。

##### (2) マスク着用の基本的な考え方

- 学校教育活動においては、児童及び教職員に対して、マスクの着用を求めないことを基本とします。
- ただし、学習活動において公共交通機関を利用する場合など、社会一般においてマスクの着用が推奨される場面では、マスクの着用を推奨します。
- また、基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用の希望、健康上の理由により着用できない児童生徒・園児もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにします。
- 児童の間でも着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行います。
- 学校教育活動の中で、「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっては、活動の場面に応じて国が示す一定の感染症対策を講じます。
- 咳やくしゃみの際には、適切に咳エチケットを行うよう児童に指導します。
- 気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日には、熱中症の予防の観点から、マスクを外すことを推奨し、自身で判断がつかない子どもには声かけ指導を行います。特に、熱中症リスクが高い夏場においては、登下校時にマスクを外すよう指導します。

### (3) 学校・園運営全般

内容	5月8日以降の対応方針
健康観察	<ul style="list-style-type: none"><li>毎朝の健康観察については、各校の実情に合わせた形で実施し、体調不良者を把握する。体温を毎日チェックさせ、学校に提出させるといった取組は不要とする。</li><li>発熱等の風邪症状がある場合は登校させない等、感染源を断つ取り組みを徹底する。</li></ul>
学習活動	<ul style="list-style-type: none"><li>地域や学校において感染が流行している場合などで、「感染リスクが比較的高い学習活動」を実施する場合には、活動の場面に応じて国が示す一定の感染症対策（換気、児童の間隔の確保等）を講じつつ実施する。</li></ul>
学校給食等	<ul style="list-style-type: none"><li>食事の前後の手洗いを徹底するとともに、会食に当たっては、できるだけ飛沫を飛ばさないように注意する。</li><li>特に、地域や学校において感染が流行している場合などには、一時的に、「近距離」「対面」「大声」での会話を控えるなどの対策を講じる。</li></ul>
学校行事等	<ul style="list-style-type: none"><li>地域や学校において感染が流行している場合などには、一時的に開催方法を工夫するなど、その実施に向けて適切に対応する。</li><li>飲食を伴う行事等については、「学校給食等」と同様の対応を行う。</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>清掃とは別の、校内の日常的な消毒作業は不要とする。</li></ul>

#### 2 感染時の学校への連絡

○児童本人の感染が判明した場合には、これまで同様学校へご連絡をお願いします。

#### 3 児童本人の感染が判明した場合の登校再開

○有症状者の場合、発症後（発症した日を0日目とする）5日を経過し、症状が軽快した後（軽快した日を0日目とする）1日を経過していることを基準とします。また、無症状者の場合、検体を採取した日から5日を経過するまでを基準とします。

○新型コロナウイルス感染症については、現時点では医療機関等が発行する治癒証明書等の提出は不要です。上記、登校の目安に示す期間は、登校を避けご家庭での健康観察をお願いします。

#### 4 その他

○感染不安で登校を見合わせる場合は、学校と事前に相談をしてください。

○ご不明な点につきましては、本校副校長までご連絡ください。

【問い合わせ先】 豊島区立●●小学校  
副校長 ●●●●  
TEL ●●●●●●●●●●





令和5年5月2日

豊島区教育委員会  
教育部長 澤田 健  
豊島区立●●中学校  
校 長 ●● ●●

### 5月8日以降の新型コロナウイルス感染症対策について

保護者の皆様には、日頃より学校における新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組に関しまして、ご理解ご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、本年5月8日から新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更される予定です。

このたび、上記決定を踏まえた上で、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（文部科学省）の改定等がなされたところです。

そこで、5月8日以降の感染症対策について、下記のとおり教育活動を実施してまいりますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

### 記

#### 1 5月8日以降の感染症対策

##### (1) 新型コロナウイルス感染症対策の考え方

- 学校教育活動の継続を前提とした上で感染拡大を防止していくため、学校において、時々の感染状況に応じた感染症対策を講じていきます。
- 具体的には、感染状況が落ち着いている平時においても、健康観察や換気の確保、手洗い等の手指衛生の指導等を行いつつ、地域や学校において感染が流行している場合などには、必要に応じて、活動場面に応じた感染症対策を一時的に検討するなど、学習内容や活動内容を工夫しながら、授業や部活動、各種行事等の学校教育活動を継続し、生徒の学びを保障していきます。

##### (2) マスク着用の基本的な考え方

- 学校教育活動においては、生徒及び教職員に対して、マスクの着用を求めないことを基本とします。
- ただし、学習活動において公共交通機関を利用する場合など、社会一般においてマスクの着用が推奨される場面では、マスクの着用を推奨します。
- また、基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用の希望、健康上の理由により着用できない生徒もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにします。
- 生徒の間でも着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行います。
- 学校教育活動の中で、「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっては、活動の場面に応じて国が示す一定の感染症対策を講じます。部活動等において同様の活動を実施する場合も同様とします。
- 咳やくしゃみの際には、適切に咳エチケットを行うよう生徒に指導します。
- 気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日には、熱中症の予防の観点から、マスクを外すことを推奨し、自身で判断がつかない子どもには声かけ指導を行います。特に、熱中症リスクが高い夏場においては、登下校時にマスクを外すよう指導します。



### (3) 学校・園運営全般

内容	5月8日以降の対応方針
健康観察	<ul style="list-style-type: none"><li>毎朝の健康観察については、各校の実情に合わせた形で実施し、体調不良者を把握する。体温を毎日チェックさせ、学校に提出させるといった取組は不要とする。</li><li>発熱等の風邪症状がある場合は登校させない等、感染源を断つ取り組みを徹底する。</li></ul>
学習活動	<ul style="list-style-type: none"><li>地域や学校において感染が流行している場合などで、「感染リスクが比較的高い学習活動」を実施する場合には、活動の場面に応じて国が示す一定の感染症対策（換気、生徒の間隔の確保等）を講じつつ実施する。部活動についても同様とする。</li></ul>
学校給食等	<ul style="list-style-type: none"><li>食事の前後の手洗いを徹底するとともに、会食に当たっては、できるだけ飛沫を飛ばさないように注意する。</li><li>特に、地域や学校において感染が流行している場合などには、一時的に、「近距離」「対面」「大声」での会話を控えるなどの対策を講じる。</li></ul>
学校行事等	<ul style="list-style-type: none"><li>地域や学校において感染が流行している場合などには、一時的に開催方法を工夫するなど、その実施に向けて適切に対応する。</li><li>飲食を伴う行事等については、「学校給食等」と同様の対応を行う。</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>清掃とは別の、校内の日常的な消毒作業は不要とする。</li></ul>

#### 2 感染時の学校への連絡

○生徒本人の感染が判明した場合には、これまで同様学校へご連絡をお願いします。

#### 3 児童本人の感染が判明した場合の登校再開

○有症状者の場合、発症後（発症した日を0日目とする）5日を経過し、症状が軽快した後（軽快した日を0日目とする）1日を経過していることを基準とします。また、無症状者の場合、検体を採取した日から5日を経過するまでを基準とします。

○新型コロナウイルス感染症については、現時点では医療機関等が発行する治癒証明書等の提出は不要です。上記、登校の目安に示す期間は、登校を避けご家庭での健康観察をお願いします。

#### 4 その他

○感染不安で登校を見合わせる場合は、学校と事前に相談をしてください。

○ご不明な点につきましては、本校副校長までご連絡ください。

【問い合わせ先】 豊島区立●●中学校  
副校長 ●●●●  
Tel ●●●●●●—●●●●●●



令和5年5月2日

豊島区教育委員会  
教育部長 澤田 健  
豊島区立●●幼稚園  
園 長 ●●●●

### 5月8日以降の新型コロナウイルス感染症対策について

保護者の皆様には、日頃より幼稚園における新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組に関しまして、ご理解ご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、本年5月8日から新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更される予定です。

このたび、上記決定を踏まえた上で、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（文部科学省）の改定等がなされたところです。

そこで、5月8日以降の幼稚園における感染症対策について、下記のとおり教育活動を実施してまいりますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

#### 記

#### 1 5月8日以降の感染症対策

##### (1) 新型コロナウイルス感染症対策の考え方

- 教育活動の継続を前提とした上で感染拡大を防止していくため、幼稚園において、時々の感染状況に応じた感染症対策を講じていきます。
- 具体的には、感染状況が落ち着いている平時においても、健康観察や換気の確保、手洗い等の手指衛生の指導等を行いつつ、地域や幼稚園において感染が流行している場合などには、必要に応じて、活動場面に応じた感染症対策を一時的に検討するなど、学習内容や活動内容を工夫しながら、各種行事等の教育活動を継続し、園児等の学びを保障していきます。

##### (2) マスク着用の基本的な考え方

- 教育活動においては、園児及び教職員に対して、マスクの着用を求めないことを基本とします。
- ただし、学習活動において社会一般においてマスクの着用が推奨される場面では、マスクの着用を推奨します。
- また、基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用の希望、健康上の理由により着用できない園児もいることなどから、園や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにします。
- 園児の間でも着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行います。
- 教育活動の中で、「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっては、活動の場面に応じて国が示す一定の感染症対策を講じます。
- 咳やくしゃみの際には、適切に咳エチケットを行うよう園児に指導します。
- 気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日には、熱中症の予防の観点から、マスクを外すことを推奨し、自身で判断がつかない園児には声かけ指導を行います。特に、熱中症リスクが高い夏場においては、登降園時にマスクを外すよう指導します。

### (3) 園運営全般

内容	5月8日以降の対応方針
健康観察	<ul style="list-style-type: none"><li>毎朝の健康観察については、各園の実情に合わせた形で実施し、体調不良者を把握する。体温を毎日チェックさせ、園に提出させるといった取組は不要とする。</li><li>発熱等の風邪症状がある場合は登園させない等、感染源を断つ取り組みを徹底する。</li></ul>
学習活動	<ul style="list-style-type: none"><li>「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっては、活動の場面に応じて国が示す一定の感染症対策（換気、園児の間隔の確保等）を講じつつ実施する。</li></ul>
弁当等	<ul style="list-style-type: none"><li>食事の前後の手洗いを徹底するとともに、会食に当たっては、できるだけ飛沫を飛ばさないように注意する。</li><li>特に、地域において感染が流行している場合などには、一時的に、「近距離」「対面」「大声」での会話を控えるなどの対策を講じる。</li></ul>
園行事等	<ul style="list-style-type: none"><li>地域において感染が流行している場合などには、一時的に、開催方法を工夫するなど、その実施に向けて適切に対応する。</li><li>飲食を伴う行事等については、「弁当等」と同様の対応を行う。</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>清掃とは別の、園内の日常的な消毒作業は不要とする。</li></ul>

#### 2 感染時の園への連絡

○園児本人の感染が判明した場合には、これまで同様園へご連絡をお願いします。

#### 3 園児本人の感染が判明した場合の登園再開

○原則、発症後（発症した日を0日目とする）5日を経過し、症状が軽快した後（軽快した日を0日目とする）1日を経過していることを目安とします。

○新型コロナウイルス感染症については、現時点では医療機関等が発行する治癒証明書等の提出は不要です。上記、登園の目安に示す期間は、登園を避けご家庭での健康観察をお願いします。

#### 4 その他

○感染不安で登園を見合わせる場合は、園と事前に相談をしてください。

○ご不明な点につきましては、**本園●●**までご連絡ください。

【問い合わせ先】 豊島区立●●幼稚園  
園長 ●●●●  
TEL ●●●●●●—●●●●●●

令和5年5月2日

保護者の皆様

豊島区教育委員会事務局 教育部  
放課後対策課長 秋山 直樹

## 5月8日以降の子どもスキップにおける感染症対策について

保護者の皆様には、日頃より豊島区立子どもスキップにおける感染症対策について、ご理解ご協力をいただきましてありがとうございます。

さて、本年5月8日から新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更されました。

そこで、5月8日以降の子どもスキップ（子どもスキップ一般利用、学童クラブ、放課後子ども教室、校庭開放）における感染症対策について、下記のとおり実施してまいりますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

### 記

#### 1 5月8日以降の感染症対策

##### (1) 新型コロナウイルス感染症対策の考え方

○利用者の活動の継続を前提とした上で感染拡大を防止していくため、子どもスキップにおいて、時々の感染状況に応じた感染症対策を講じていきます。

○具体的には、感染状況が落ち着いている平時においても、健康観察や換気の確保、手洗い等の手指衛生の指導等を行いつつ、地域や学校において感染が流行している場合などには、必要に応じて、活動場面に応じた感染症対策を一時的に検討するなど、活動内容を工夫しながら、子どもスキップでの活動を継続し、利用者の活動の場を保障していきます。

##### (2) 飲食を伴う活動の感染症対策

○学童クラブの昼食、間食、子どもスキップ行事及び放課後子ども教室にて飲食を伴う活動をする際は、前後の手洗いを徹底するとともに、飲食時は、できるだけ飛沫を飛ばさないように促します。

##### (3) マスク着用の基本的な考え方

○学校のマスク着用の考え方に準じます。

#### 2 感染時のスキップへの連絡

○利用者本人の感染が判明した場合には、これまで同様子どもスキップへご連絡をお願いします。

#### 3 利用者本人の感染が判明した場合の利用再開

○学校の登校再開の基準に準じます。

#### 4 その他

○感染不安で利用を見合わせる場合は、子どもスキップに連絡してください。

○ご不明な点につきましては、放課後対策課児童支援グループまでご連絡ください。

#### 【問い合わせ先】

放課後対策課 児童支援グループ

03-3981-1058

子どもスキップ〇〇

03-〇〇〇〇-〇〇〇〇